

令和4年12月7日

高石市議会

議長 森 博 英 殿

提 出 者

高石市議会議員 山 敷 恵

木 戸 晃

議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対する
修正案

上記の修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則第15条の規定により提出します。

議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対する修正案

議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第 5 条及び第 6 条を次のように改める。

(高石市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 5 条 高石市特別職の職員の給与に関する条例(昭和 32 年高石町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「100 分の 210」を「6 月に支給する場合には 100 分の 210、12 月に支給する場合には 100 分の 220」に改める。

第 6 条 高石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「6 月に支給する場合には 100 分の 210、12 月に支給する場合には 100 分の 220」を「100 分の 215」に改める。

附則第 2 項中「及び高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例等」という。)」を「(以下「改正後の特別職給与条例」という。)」に改める。

附則第 3 項中「改正後の特別職給与条例等」を「改正後の特別職給与条例」に改め、「若しくは高石市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例」を削る。